

## 三重県高圧ガス安全協会長表彰基準

### 1. 表彰の対象者

- (1) 表彰の理由が一般高圧ガスに関係するものであること。
- (2) 三重県高圧ガス安全協会の会員又はその従業員(個人)であること。  
ただし、本協会が適当であると認められる場合はこの限りではない。

### 2. 表彰の種類及び理由

#### (1) 個人

種 別	対象者	経 験	功 績
<b>① 優良保安 管理者</b>	事業所の管理者、経営者 (以下、「管理者等」という。) 対象：保安統括者、経営者など	高圧ガスに関する管理業務に8年以上従事	管理者等としてよくその職務を遂行し、かつ部下の指導育成にあたり、高圧ガス保安に関し功績があり、かつ重大な事故がないこと
<b>② 優良保安 監督者</b>	監督者 (製造保安責任者・販売主任者・特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する者に限る。) 対象：保安係員、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、保安技術管理者、保安主任者など	高圧ガスを取扱う実務に8年以上従事	監督者としてよくその職務を遂行し、かつ部下の指導育成にあたり、高圧ガス保安に関し功績があり、かつ重大な事故がないこと
<b>③ 優良保安 従事者</b>	高圧ガス設備従事者 (第二種製造であるコールドエバポレーター、アキュムレーター等の取扱者を含む。) (製造保安責任者、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、移動監視者の資格を有する者に限る。) 対象：監督者以外の従業員	高圧ガス設備の運転管理及び保安(設備保全管理を含む。)における従事者として、10年以上その職務を遂行	精励勤勉であり、よくその職務を遂行し、かつ重大な事故がないこと
<b>④ 保安功労 者</b>	高圧ガス保安業務担当者 (製造保安責任者、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する者に限る。) 対象：保安企画推進員、保安担当者など	保安業務に8年以上従事	事業所の危害予防活動に参画、推進するなど事故の防止について、顕著な功績を有すると認められる者

<b>⑤ 保安功績者</b>	①高圧ガスに関して、非常時に際し、人命救助、緊急処置等に功績があった者
	②高圧ガスに関して、業務上の危険または災害を未然に発見し、もしくは防止し、その功績があった者
	③高圧ガスに関して、災害防止、有益な発明、改良または工夫・考案のあった者
	④本協会の事業発展に功績のあった者

(2) 事業所

<b>優良事業所</b>	10年以上無事故であって、高圧ガス製造、または取扱等についての管理がすぐれ、保安確保に対する体制が整備されており、他の模範として認められるもの
--------------	---

(注)「重大な事故」とは、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（経済産業省 平成30年3月30日制定、令和2年8月4日改正、同日施行）に規定するA級及びB級のもの、並びにC級のもののうち、人身事故を伴うもの及び相当の被害を生じたものをいう。

なお、高圧ガス以外の事故であっても、人身事故を伴うもの及び相当の被害を生じたものについては同様に取り扱うものとする。

### 3. 推薦の方法

(1) 優良保安管理者または優良事業所の推薦者は、保安団体等関係者を原則とするが、自薦でも可とする。

また、優良保安監督者、優良保安従事者、保安功労者の推薦者は、原則として事業所長（事業主）とし、保安功績者の推薦者については、特に定めないものとする。

(2) 推薦者は、様式①及び表彰の種類に応じて様式②から様式⑦により推薦書を作成し、事務局に1部提出する。

### 4. 選考

推薦のあった表彰候補者等については、三重県高圧ガス安全協会役員会において審査のうえ、選考する。

附則 改正後の基準は、平成24年1月1日から適用する。

附則 改正後の基準は、2020年1月1日から適用する。  
(重大な事故の定義の改正)

附則 改正後の基準は、2020年8月4日から適用する。  
(重大な事故の定義の改正)